

小田原市自転車駐車場条例施行規則（案）

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 自転車駐車場（第3条～第12条）
- 第3章 会議室（第13条～第19条）
- 第4章 雑則（第20条・第21条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、小田原市自転車駐車場条例（平成27年小田原市条例第14号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

第2章 自転車駐車場

（定期使用の許可）

第3条 定期使用に係る条例第8条第1項の許可（以下「定期使用許可」という。）を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書により指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所、氏名及び電話番号
- (2) 申請に係る自転車駐車場名
- (3) 定期使用許可を受けようとする期間
- (4) 自転車又は原動機付自転車の別
- (5) 一般又は学生の別
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める事項

2 前項の規定による申請を行う場合において、申請者が学生であるときは、その者が学生であることを証する書類を提示しなければならない。

3 指定管理者は、第1項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、申請者に対し、定期使用許可をする場合は次に掲げる事項を通知するとともに小田原市自転車駐車場定期使用許可票（以下「定期使用許可票」という。）を交付し、定期使用許可をしない場合はその旨を通知するものとする。

- (1) 定期使用許可に係る自転車駐車場名
- (2) 定期使用許可に係る駐車場所
- (3) 定期使用許可の期間
- (4) 定期使用許可に係る自転車又は原動機付自転車の別
- (5) 定期使用許可に係る一般又は学生の別
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める事項

4 定期使用許可票の交付を受けた者（以下「定期使用者」という。）は、自転車等の見やすい箇所に定期使用許可票を取り付けなければならない。

5 定期使用者は、定期使用許可の期間が終了したときは、速やかに定期使用許可票を指定管理者に返還しなければならない。

(一時使用の許可)

第4条 一時使用に係る条例第8条第1項の許可(以下「一時使用許可」という。)を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、条例第11条に規定する一時使用の回数券を用いる場合は当該回数券の提出により、当該回数券を用いない場合は口頭により指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、申請者に対し、一時使用許可をする場合は小田原市自転車駐車場一時使用券(以下「一時使用券」という。)を交付し、一時使用許可をしない場合はその旨を通知するものとする。

3 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第4項中「定期使用許可票の交付を受けた者(以下「定期使用者」という。)」とあるのは「一時使用券の交付を受けた者」と、「定期使用許可票を」とあるのは「一時使用券を」と、同条第5項中「定期使用者」とあるのは「一時使用券の交付を受けた者」と、「定期使用許可票」とあるのは「一時使用券」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請者が施錠装置を有する自転車駐車場において当該施錠装置により自転車等を施錠したときは、指定管理者に対する一時使用許可の申請及び一時使用許可があったものとみなす。

(使用の制限等)

第5条 条例第8条第3項第4号及び第13条第3号に規定する自転車駐車場の管理上支障があると認められるときは、次に掲げるときとする。

(1) 一時使用許可を受けた者が自転車駐車場を引き続き6日以上使用しようとするとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理上支障があると指定管理者が認めるとき。

(定期使用許可の変更又は取消し)

第6条 定期使用者は、定期使用許可の内容の変更(第3条第3項第2号に掲げる事項の変更に限る。)又は定期使用許可の取消しを申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 定期使用者の住所、氏名及び電話番号

(2) 申請に係る自転車駐車場名

(3) 定期使用許可の内容の変更又は定期使用許可の取消しの別

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める事項

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、当該定期使用者にその結果を通知するものとする。

(定期使用許可に係る変更の届出)

第7条 定期使用者は、第3条第1項第1号又は第6号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、指定管理者に届け出なければならない。

(定期使用許可票の再交付)

第8条 定期使用者は、定期使用許可票を紛失し、破損し、又は汚損したことにより、定期使用許可票の再交付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書

により指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 定期使用者の住所、氏名及び電話番号
- (2) 申請に係る自転車駐車場名
- (3) 再交付を申請する理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める事項

2 定期使用許可票の破損又は汚損により前項の規定による申請を行う者は、前項の申請書に当該破損し、又は汚損した定期使用許可票を添えるものとする。

3 定期使用許可票の紛失により定期使用許可票の再交付を受けた定期使用者は、当該紛失した定期使用許可票を発見したときは、直ちにその定期使用許可票を指定管理者に返還しなければならない。

(利用料金の還付基準)

第9条 条例第12条ただし書の規定により利用料金を還付する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により、許可を受けた期間の全部につき自転車駐車場を使用することができなかつたとき 既納の利用料金の全額
- (2) 使用者の責めに帰さない理由により、許可を受けた期間の一部につき自転車駐車場を使用することができなかつたとき 使用することができなかつた期間の月数に応じ、月割りにより計算した額。この場合において、1月に満たない端数の計算については、日割りによる。
- (3) 条例第12条第2号に該当するとき 指定管理者が定める額

(使用許可の取消し等の通知)

第10条 条例第13条の規定により条例第8条第1項の許可を取り消し、又は使用を中止させるときの通知の方法は、書面によるものとする。ただし、一時使用許可にあつては、この限りでない。

(無許可の駐車車両に対する措置等)

第11条 条例第15条第1項の自転車駐車場の管理上支障があると認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して7日を経過したときとする。

- (1) 条例第8条第1項の許可を受けずに自転車等を駐車している場合 指定管理者がその事実を知った日
- (2) 条例第8条第1項の許可を受けた期間を経過して自転車等を駐車している場合 当該許可を受けた期間の末日の翌日

2 小田原市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（平成4年小田原市規則第49号）第6条から第10条まで及び様式第5号から様式第7号までの規定は、条例第15条第1項の規定により移動し、保管した自転車等について準用する。この場合において、同規則第6条中「条例第12条第1項」とあるのは「小田原市自転車駐車場条例第15条第2項の規定により読み替えて準用する条例第12条第2項」と、同規則第7条中「条例」とあるのは「小田原市自転車駐車場条例第15条第2項の規定により読み替えて準用する条例」と、同規則第8条中「条例第12条第1項」とあるのは「小田原市自転車駐車場条例第15条第1項」と、同規則第9条及び第10条第1項中「条例」とあるのは「小田原市自転車駐車場条例第15条第2項において準用する

条例」と、同規則様式第5号中「小田原市自転車等の放置防止に関する条例第11条第2項・第4項」とあるのは「小田原市自転車駐車場条例第15条第1項」と読み替えるものとする。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、自転車駐車場の使用に関し次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用者が駐車する自転車等に施錠をすること。
- (2) 施設又は設備を毀損し、又は汚損しないこと。
- (3) 他の自転車等の駐車を妨げないこと。
- (4) 許可を受けた場所以外の場所に自転車等を駐車しないこと。
- (5) 爆発若しくは引火のおそれのある物品又は悪臭を発する物品等を持ち込まないこと。
- (6) 立入禁止区域に許可なく立ち入らないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認めて、自転車駐車場内に掲示した事項

第3章 会議室

(会議室の使用許可)

第13条 条例第17条において準用する第8条第1項の規定による会議室の使用の許可（以下「会議室の使用許可」という。）を受けようとする者は、国府津駅自転車駐車場会議室使用許可・利用料金減額（免除）申請書（様式第1号）により指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の属する月の3月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日以後最初の休館日以外の日）から当該使用しようとする日までの期間、受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

3 指定管理者は、第1項の規定による申請を許可したときは、国府津駅自転車駐車場会議室使用許可・利用料金減額（免除）決定通知書（様式第2号）を申請した者に交付するものとする。

(会議室の利用料金の減免)

第14条 条例第19条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小田原市、神奈川県又は国が公用のため使用する場合 免除
- (2) 前号に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要と認める場合 指定管理者が定める額の減額又は免除

2 条例第19条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に申請しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、申請した者に通知するものとする。

(会議室の使用の変更又は取消し)

第15条 会議室の使用許可を受けた者（以下「会議室の利用者」という。）は、使用

の変更又は取消しを申請しようとするときは、国府津駅自転車駐車場会議室使用変更・取消許可申請書（様式第3号）に第13条第3項の規定により交付された決定通知書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、前項の規定による使用の変更の申請があったときは、他の使用者の使用に支障が生じない場合に限り、許可することができる。

3 指定管理者は、使用の変更又は取消しを許可したときは、申請した者に国府津駅自転車駐車場会議室使用変更・取消許可書（様式第4号）を交付するものとする。

（会議室の利用料金の差額の徴収）

第16条 前条第3項の使用変更許可に係る施設の利用料金（以下「変更後の利用料金」という。）の額が既に支払われた利用料金（以下「既納の利用料金」という。）の額より大きいときは、当該許可を受けた者は、変更後の利用料金の額から既納の利用料金の額を差し引いて得た額（次項において「差額」という。）を支払わなければならない。

2 差額は、使用変更の許可の際に徴収する。

（会議室の利用料金の還付基準）

第17条 条例第20条ただし書の規定により利用料金を還付する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設又は設備の全部を使用できなかったとき 既納の利用料金の全額

(2) 使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設の一部を使用できなかったとき 指定管理者が定める額

(3) 使用者が使用の日の10日前までに使用の変更を申請し、指定管理者の許可を受けた場合であって、既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えるとき 既納の利用料金の額から変更後の利用料金の額を差し引いて得た額

(4) 使用者が使用の日の1月前までに使用の取消しを申請し、指定管理者の許可を受けたとき 既納の利用料金の額の100分の50に相当する額

(5) 使用者が使用の日の10日前までに使用の取消しを申請し、指定管理者の許可を受けたとき 既納の利用料金の額の100分の30に相当する額

（会議室の使用許可の取消し等）

第18条 指定管理者は、条例第17条において読み替えて準用する条例第13条の規定により使用許可を取り消し、又は使用を中止させるときは、国府津駅自転車駐車場会議室使用許可取消・中止通知書（様式第5号）を使用者に交付するものとする。

（会議室の使用者の遵守事項）

第19条 使用者は、会議室内において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 飲酒

(2) 喫煙

(3) 火気の使用。ただし、指定管理者が適当と認める場合は、この限りでない。

(4) 特に承認を受けたもののほか、所定の場所に備え付けた設備を移動すること。

(5) 前4号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認めて、施設内に掲示した行為

第4章 雑則

(損害の届出)

第20条 使用者は、自転車駐車場の建物、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに、理由を付して指定管理者に届け出なければならない。

(実施細目)

第21条 この規則に定めるもののほか、自転車駐車場及び会議室の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

様式第1号（第13条関係）

国府津駅自転車駐車場会議室使用許可・利用料金減額（免除）申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div>							
指定管理者 様 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 申請者 住 所 団体名 氏 名 電 話 </div>							
次のとおり申請します。							
使用目的・内容							
使用責任者	住所				電話		
	氏名						
使用施設名	使用 月日	使 用 時 間	予 定 人 員	入 場 料 等	販 売	利 用 料 金	減免後の 利用料金
会 議 室	月 日	時 分 ～ 時 分	人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()	基本 円 加算 円	円
会 議 室	月 日	時 分 ～ 時 分	人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()	基本 円 加算 円	円
利 用 料 金 合 計							円
減 額 ・ 免 除 申 請 の 理 由							
その他必要事項							

様式第2号（第13条関係）

国府津駅自転車駐車場会議室使用許可・利用料金減額（免除）決定通知書							
						番 号	
						年 月 日	
様							
指定管理者 印							
次のとおり許可・通知します。							
使用目的・内容							
使用責任者	住所				電話		
	氏名						
使用施設名	使用月日	使用時間	予定人員	入場料等	販 売	利用料金	減免後の利用料金
会 議 室	月 日	時 分 ～ 時 分	人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()	基本 円 加算 円	円
会 議 室	月 日	時 分 ～ 時 分	人	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()	基本 円 加算 円	円
減額・免除申請の理由							
減免の決定	<input type="checkbox"/> 減免しません。 <input type="checkbox"/> 減額します。 <input type="checkbox"/> 免除します。						
その他必要事項							

様式第3号（第15条関係）

国府津駅自転車駐車場会議室使用変更・取消許可申請書						
年 月 日						
指定管理者 様						
申請者 住所 団体名 氏 名 電 話						
次のとおり申請します。						
既に受けた許可の内容	許可年月日			許可番号		
	使用日時			使用施設		
	使用責任者	住所			電話	
		氏名				
	使用目的					
利用料金						
変更・取消しの理由						
変更・取消事項	許 可 事 項		変 更 ・ 取 消 事 項			
利 用 料 金	変更後利用料金	既納利用料金	利用料金の差額	/		
利用料金の内容						
その他必要事項						

様式第4号（第15条関係）

国府津駅自転車駐車場会議室使用変更・取消許可書						
			番 号 年 月 日			
様						
指定管理者				印		
次のとおり許可します。						
既に受けた許可の内容	許可年月日			許可番号		
	使用日時			使用施設		
	使用責任者	住所			電話	
		氏名				
	使用目的					
利用料金						
変更・取消しの理由						
変更・取消事項	許 可 事 項		変 更 ・ 取 消 事 項			
利 用 料 金	変更後利用料金	既納利用料金	利用料金の差額	還付・追徴		
利用料金の内容						
その他必要事項						

様式第5号（第18条関係）

国府津駅自転車駐車場会議室使用許可取消・中止通知書			
		番 号 年 月 日	
様		指定管理者 印	
次のとおり通知します。			
交付した許可書	使用許可	年 月 日	
		許可番号	
	使用変更許可	年 月 日	
		許可番号	
内 容	使用許可の取消し・中止		
根 拠	小田原市自転車駐車場条例第 条第 号		
理 由	（空欄）		
利 用 料 金	既納利用料金		
	変更後利用料金		
	還付金額		
備考			

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、（指定管理者）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。